

未登記家屋の所有者変更手続について

未登記家屋所有者変更申告書をそれぞれの場合に応じた添付書類と共に提出してください。

1 相続した場合

(1) 法定相続人が複数いるの場合

- ① 遺産分割協議書（写）又は遺言証書（写）もしくは相続人全員の合意書
- ② 相続人関係図（①が合意書の場合のみ）
- ③
 - 法定相続情報証明書
 - 又は
 - 被相続人の死亡が分かる戸籍（除籍）謄本（写）及び被相続人と相続人（新所有者）の相続関係が分かる戸籍（写）

(2) 法定相続人が一名しかいない場合

- ① 相続人関係図
- ②
 - 法定相続情報証明書
 - 被相続人の出生から死亡までの戸籍（除籍）謄本（写）、相続人の現在戸籍及び相続人が一名しかいないことが分かる戸籍（写）

2 贈与した場合

- ① 贈与契約書等（贈与契約の成立を証明する書面の写し）

3 売買した場合

- ① 売買契約書等（売買契約の成立を証明する書面の写し）

4 合併した場合

- ① 新所有者の履歴事項全部証明書（写）

5 その他

- ① 所有権移転の事実を証明する契約書・協議書または確定判決正本等の写し

6 登記（表示）した場合

法務局からの通知により所有者は登記簿記載の所有者に変更されますので、未登記家屋所有者変更申告書等を提出する必要はありません。登記をしていないと所有者を確定するのが難しいこともありますので、まずは登記をすることをおすすめします。

不動産登記法

第四十七条 新築した建物又は区分建物以外の表題登記がない建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から一月以内に、表題登記を申請しなければならない。

第百六十四条 第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十二条、第四十七条第一項（第四十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項、第三項若しくは第四項、第五十一条第一項から第四項まで、第五十七条又は第五十八条第六項若しくは第七項の規定による申請をすべき義務がある者がその申請を怠ったときは、十万円以下の過料に処する。

以上、ご不明な点がある場合は下記へご連絡ください。

〒414-8555

伊東市大原二丁目1番1号

伊東市役所 課税課 資産税係 Tel 0557-32-1276